

庁保険発第 0501001 号
平成 21 年 5 月 1 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る
社会保険事務所段階での訂正について(戸別訪問の対象者等に係る取扱い)

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る訂正の申立てについては、「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正について」(平成 20 年 12 月 25 日付け庁保険発第 1225003 号社会保険庁運営部年金保険課長通知。以下「現通知」という。)により、ご本人が給与明細書等を保管されていたり、雇用保険の記録などにより、給与や勤務の実態が確認できるなど、一定の要件に該当する場合には、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)に送付することなく、社会保険事務所段階において、その訂正を行っているところであるが、今般、戸別訪問(昨年 10 月 16 日から実施している年金受給者を対象とする約 2 万件の戸別訪問をいう。以下同じ。)の対象者等について、その処理の更なる迅速化を図るため、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」(平成 19 年 8 月 9 日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定。以下「細則」という。)の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

記

1 趣旨

本年 3 月 31 日に開催された「年金記録問題に関する関係閣僚会議」に報告された「年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋」において、不適正に遡及訂正されている年金記録の訂正については、「給与明細書や雇用保険の記録等がある場合のほかに、事業主への調査や事業所を管轄する社会保険事務所への調査により、事実と異なる処理が行われたと認められる場合も、積極的に社会保険事務所段階における記録訂正を行う」こととされたことを踏まえ、また、社会保険事務所段階における記録訂正の現状にも鑑み、戸別訪問の対象者等について、これを更に促進し、迅速な救済を図るため、当該対象者等に係る年金記録については、本通知により、社会保険事務所段階における訂正を行うこととするものである。

2 本通知による記録訂正に係る取扱いの対象者

本通知による社会保険事務所段階における年金記録の訂正に係る取扱いの対象者は、不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた下記の3条件(※)のすべてに該当する約6万9千件の記録に係る者(以下「戸別訪問の対象者等」という。)とする。

(※) 不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3条件

- ① 標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

3 対象事案

(1) 戸別訪問の対象者等の年金記録に係る申立てであって、現通知の「2(1)①又は②」のいずれかに該当する事案については、現通知の「2(2)」に該当する場合を除き、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこと。

現通知の「2(2)」に該当する場合において、同「2(2)①、③又は④」に該当する場合にあつては、通常の手続きに従って、第三者委員会に送付することとし、それ以外の場合にあつては、下記(2)により記録の訂正の可否を判断すること。

(2) 上記(1)において「下記(2)により記録の訂正の可否を判断すること」とされた事案については、事業主等への調査及び社会保険事務所の書類の調査を行った結果、以下のいずれかに該当することにより、事実と反する遡及訂正処理が行われたと推認される場合には、下記(3)に該当する場合を除き、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこと。

- ① 滞納処分票に事実と反する遡及訂正処理が行われたと推認される記述があること。
- ② 遡及訂正処理に伴い、随時改定(月額変更)又は定時決定(保険者算定の可能性が考えられるものを除く。)による標準報酬月額の記録が取り消されていること。

(注) 全喪日以後に、当該遡及訂正処理が行われている場合に限る。

- ③ 遡及訂正処理に伴う徴定取消額及び更正減額の合計額と当該遡及訂正処理が行われた時点での滞納額がおおむね一致すること。

(注1) 全喪日以後に、当該遡及訂正処理が行われている場合に限る。

(注2) 「おおむね一致する」とは、両者の差が、遡及訂正処理が行われた直近の1か月の当該事業所における保険料の額の範囲内である場合とする。

- ④ 申立てに係る従業員の年金記録の遡及訂正処理について、当該処理が事実と相違する旨の当時の事業主、役員又は社会保険関係の手続きを行っていた従業

員（申立人である場合を除く。）の証言があること。

(3) 上記(2)にかかわらず、申立ての内容が以下のいずれかに該当する場合には、通常の手続に従って、第三者委員会に送付すること。

- ① 申立人が当該法人の役員（事業主を含む。）であった場合
- ② 上記(2)の①から④までのいずれにも該当しない場合
- ③ 上記(2)の①から④までのいずれかに該当するが、これと相反するような証言、物証等があり、当該遡及訂正処理が事実在即したものである可能性が確認できる場合
- ④ 上記(2)の①から④までのいずれかに該当するが、この①から④に係る証言、物証等の間において、不整合な点がある場合
- ⑤ 上記(2)の①から④までのいずれかに該当するが、事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたことが確認できる場合
- ⑥ 上記(2)の①から④までのいずれかに該当するが、申立期間の中に上記(1)、(2)のいずれによっても、社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行うことができない期間が含まれている場合
- ⑦ 上記(2)の①から④までのいずれかに該当するが、資格喪失日の遡及処理が事実と反して行われていると推認される場合であって、正しい資格喪失日を定型的に認定することができない場合

(4) 上記(1)、(2)のいずれによっても、社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行うことができない場合については、通常の手続に従って、第三者委員会に送付すること。

なお、その場合にあっても、上記(3)②又は⑥に該当する場合（当時の事業主、役員又は社会保険関係の手続きを行っていた従業員から、当該遡及訂正処理が事実在即したものである旨の証言がある場合を除く。）であって、当該事案を担当した社会保険事務所職員が具体的に特定できる場合、又は事業主等への調査若しくは社会保険事務所の書類の調査の過程において、当該事案を担当した社会保険事務所職員が特定できるような証言、物証等が得られた場合には、原則として、当該社会保険事務所を管轄する社会保険事務局により、当該担当職員並びにその上司及び同僚に対する調査を行うこととする。

(注) 上記(3)⑥に該当する場合においては、上記(1)、(2)のいずれによっても、社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行うことができない期間に係る事案について、当該調査を行うものとする。

当該調査の結果、当該担当職員から、当該遡及訂正処理が事実と反するものである旨の自認が得られた場合、又は当該担当職員の上司若しくは同僚から、当該遡及訂正処理が事実と反するものである旨の証言が得られた場合には、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととする。

(注) 上記にかかわらず、資格喪失日の遡及処理が事実と反して行われていると推認される場合であって、正しい資格喪失日を定型的に認定することができない場合は、社会保険事務所段階において年金記録の訂正は行わないものとする。

(5) 上記(1)から(4)までの取扱いについて疑義が生じた場合には、本庁年金保険課へ照会すること。

4 記録訂正の方法

(1) 必要書類等の収集

社会保険事務所は、細則に基づき、「年金記録に係る確認申立書」(「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録のうち年金受給者に係るものへの対応について」(平成20年10月15日付け庁保険発第1015001号社会保険庁運営部年金保険課長通知)に基づき受け付けたものを含む。以下「確認申立書」という。)について、必要な書類等を収集すること。

(2) 記録訂正

社会保険事務所は、申立人から提出された確認申立書に基づき、上記3(1)、(2)又は(4)の要件に該当するか否かを確認し、要件に該当することが確認できた場合には、記録の訂正を行うこと。その際、年金受給権者については、記録を訂正した場合の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の訂正を行うこと。

(3) 申立ての取下げ

社会保険事務所において年金記録の訂正を行った事案に係る第三者委員会への申立てについては、記録訂正を行った日をもって取り下げられたものとして取り扱うこと。

(4) 上記(2)の記録訂正が行われた場合、同一事業所の同僚の申立てについては、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」(平成20年9月19日付け庁保険発第0919001号社会保険庁運営部年金保険課長通知)に準じて記録訂正を行うこと。

5 報告

社会保険事務局は、管内の社会保険事務所において、上記4(2)により記録訂正を行った場合は、取下件数(社会保険事務所段階における年金記録の訂正件数)として本庁年金保険課へ報告すること(当該報告は同課から年金記録確認中央第三者委員会事務室にも報告される。)